

子どものゆたかな学びと育ちを保障するための2026 年度政府予算に係る意見書

小学校の学級編制標準については、2020年度の法改正により段階的に35人に引き下げられた結果、今年度をもって小学校6年生までの全学年が35人学級となりました。しかし、自治体によっては、国に先駆けて独自の施策でこれを中学校にまで拡大しているところもあります。来年度からは、国においても中学校の35人学級が、新1年生を対象に順次導入される予定ですが、中学校全学年の35人学級を早期に実現することは、子どもたちが全国のどこに住んでいても、よりきめ細やかな教育が受けられるようにしていくために必要不可欠です。

さらに、2020年7月3日、全国知事会、全国市長会、全国町村長会は「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」において、少人数学級や教員確保を文部科学大臣に要請しています。また、萩生田元文科大臣も、改正義務標準法に関する国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性について言及しています。これらのことから、「個に応じたきめ細やかな教育」をさらに進めるためには、さらなる学級編制基準の引下げ等、さらに踏み込んだ施策について検討していくことが重要です。

また、学校現場では、いじめの件数や不登校の増加、不安定で複雑な家庭環境による貧困やヤングケアラー等、子どもたちを取り巻く課題は多様化しています。そのような子どもたち一人一人に丁寧に寄り添い、よりきめ細やかな指導・支援が必要となっている状況であるにもかかわらず、年度当初から教職員が配置基準に満たない状況や、育児休業、病気休職者などの代替措置が未充足である状況が見られ、慢性的な教職員不足が子どもたちのゆたかな学びと育ちに深刻な影響を及ぼしています。子どもたちと向き合うために不可欠な教材研究や授業準備の時間確保など、ゆたかな学びと育ち、そして学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や養護教員、栄養教員などの少数職種の配置増など教職員定数の改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げされました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、子どもたちのゆたかな学びと育ちを保障するための条件整備は不可欠です。

以上のことから、国会及び政府におかれでは、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校全学年における35人学級を早期に実現すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

兵庫県明石市議会